

保全ニュース 九州

第65号（2021年5月）

< 今号の内容 >

- P1 官庁施設保全連絡会議の開催について
- P1 官庁施設情報管理システム操作説明会について
- P1 令和2年度保全実態調査の結果がまとまりました
- P2 保全業務にはじめて携わる方へ
- P2 保全の基礎知識
- P2,3 トピックス
～営繕工事に関する法改正の最新動向～
- P4 官庁施設における環境対策の推進に向けた取組

官庁施設保全連絡会議の開催について

昨年度はコロナ禍により、資料配付による書面開催となりました。**今年度は今のところ、対面、WEB、書面のいずれかを選択いただく**ことで開催予定です（**変更の場合、改めて個別にお知らせ**します）。

会 議	開 催 日	開 催 地	開 催 場 所
大分地区官庁施設保全連絡会議	令和3年6月17日（木）	大分市	大分河川国道事務所
宮崎地区官庁施設保全連絡会議	令和3年7月14日（水）	宮崎市	宮崎法務総合庁舎
福岡・佐賀地区官庁施設保全連絡会議	令和3年7月15日（木）	福岡市	福岡第二合同庁舎
鹿児島地区官庁施設保全連絡会議	令和3年7月19日（月）	鹿児島市	鹿児島国道事務所
長崎地区官庁施設保全連絡会議	令和3年7月20日（火）	長崎市	長崎法務合同庁舎
熊本地区官庁施設保全連絡会議	令和3年7月21日（水）	熊本市	熊本地方合同庁舎

官庁施設情報管理システム操作説明会について

5月25日から31日まで、福岡県久留米市にある九州技術事務所にて操作説明会の開催を予定していましたが、福岡県内に新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が出されたので、**対面による説明会は中止し、説明資料の送付に代えさせていただきます。**

官庁施設の保全担当者の皆様におかれましては、今年度の保全実態調査へのご回答を別途お願いしておりますが、このシステムを使ってご回答いただくため、**説明資料の内容についてご不明な点が生じましたら、公共建築相談窓口（本紙最終ページ掲載）までお気軽にお尋ね下さい。**

令和2年度保全実態調査の結果がまとまりました

～前年度と比べ、保全状況の良好な施設が増えています！～

国土交通省では、国家機関の建築物及び附帯施設の適正な保全に資するため、毎年度「保全実態調査」を実施し、全国の官庁施設における「施設の概要等」「保全の体制、計画及び記録等」「点検等の実施状況」を把握しています。

令和2年度にご回答いただいた保全実態調査の結果、調査対象施設のうち**「保全状況が良好な施設」と評価された施設の占める割合が、令和元年度調査時と比べ3ポイントアップ（93%→96%）**し、年々改善傾向が続いています。

この調査結果の詳細や保全業務の関連情報を「**国家機関の建築物等の保全の現況（令和3年3月）**」として取りまとめ、**国土交通省HPで公開**していますので、是非ご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000005.html

【主な掲載内容】

- ・国家機関の建築物等の保全の必要性
- ・保全実地指導及び保全業務の支援活動
- ・保全実態調査の結果と評価
- ・法令及び基準類の概要



保全業務にはじめて携わる方へ

この春の異動で初めて施設保全責任者、又は保全担当者になられた皆様方へ、以下、[保全に関する情報満載のパンフレットが掲載されているURL（国土交通省HP）](#)をご案内いたします。

施設保全責任者や保全担当者として、管理される施設の保全状況を良好な状態を保つよう、ご参照・ご活用いただければ幸いです。

1 施設保全責任者のための官庁施設の保全

「官庁施設の保全」とは、官庁施設が完成してから解体されるまでの間、その性能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能水準を確保し、保持し続けるための取組です。

このパンフレットには保全全般について記載しています。

<https://www.mlit.go.jp/common/001282267.pdf>

2 国家機関の建築物等の点検

庁舎の維持管理に必要な点検の一覧が記載されています。建築物は用途や規模などにより様々な点検が法令によって義務づけられています。点検を適切に実施し、安全で快適な建築物にしましょう。

<https://www.mlit.go.jp/common/001282274.pdf>

3 支障がない状態の確認

支障がない状態の確認の対象部位及び代表的な劣化に伴う支障の事例等を示しています。一般的な事務所庁舎においては、このパンフレットを用いて、支障のない状態の確認ができます。

<https://www.mlit.go.jp/common/001282277.pdf>



保全の基礎知識（用語・解説・ポイントなど）

保全業務に携わっていると、「この用語はどういう意味？これはどういう事？」というような場面がありませんか？

国土交通省では、全国の地方整備局等が発行した[機関誌（保全ニュース等）のバックナンバーのうち](#)、建築物や保全業務に関する用語の解説、建築物の保全・管理方法など[『情報・知識』に関する記事を一覧表に整理して、HPに掲載](#)しています。

～ 国土交通省HP リンク先 ～

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000013.html#anchoer2

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000013.html#anchoer7

また九州地方整備局では、独自に、建築物に関する用語と意味を[『言葉の意味』というコーナーでHPに掲載](#)していますので、「ん？」と思ったときは、[下記のURLを一度クリック](#)してみても如何でしょうか？

～ 九州地方整備局HP リンク先 ～

http://www.qsr.mlit.go.jp/n-tatemono/hozen_word.html

※『言葉の意味』の情報は、これからも充実させていく予定です。



トピックス

～ 営繕工事に関する法改正の最新動向 ～

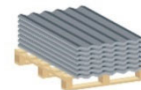
既に公布済の「[改正大気汚染防止法](#)」「[改正建築物省エネ法](#)」が、[令和3年4月1日から施行](#)されました。九州地方整備局で発注する官庁施設の新築、改修、解体などの営繕工事も、これらの改正法令に基づき適切に進めていきますが、[各官署で営繕工事を発注される場合も注意が必要](#)となりますので、次のページに改正の概要をご紹介します。

1 大気汚染防止法

既存建築物の解体工事等で生じる可能性がある「石綿(アスベスト)除去」について、主な課題、法改正のポイントは、以下の4点です。

課題1) 規制対象となっていない石綿含有成形板等(レベル3)の不適切な除去により石綿が飛散
【改正点1】

- **全ての石綿含有建材に拡大**
(規制対象の除去作業件数が、**現状(約2万件)と比べて5~20倍程度増に**)



課題2) 不適切な事前調査による石綿含有建材の見落とし

【改正点2】

- 一定規模以上の建築物等について**石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告**を義務づけ
- 調査方法の法定化
 - 調査に関する記録の作成・保存を義務づけ

課題3) 短期間の工事の場合、**命令を行う前に工事が終わってしまう**

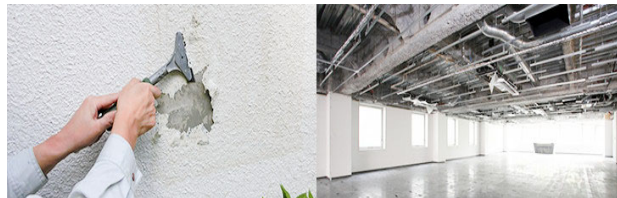
【改正点3】

- ○**隔離等をせずに吹付石綿等の除去作業**を行った場合等の**直接罰の創設**
○**下請負人を作業基準遵守義務**の対象に追加

課題4) 不適切な作業による石綿含有建材の取り残し

【改正点4】

- ○作業結果の発注者への報告を義務づけ
○作業記録の作成・保存を義務づけ



詳しくは環境省HPをご覧ください。

http://www.env.go.jp/air/post_48.html

2 建築物省エネ法

主な改正点は、以下の3点です。

1) **中規模のオフィスビル等の基準適合義務の対象への追加**

- 省エネ基準への適合を建築確認の要件とする特定建築物の規模について、**非住宅部分の床面積の合計の下限を2,000㎡から300㎡へ引き下げ**



注) この改正に伴い「**官庁施設の環境保全性基準**」も改定され、官庁施設においては、**延べ面積が300㎡以上(従前は2,000㎡以上)の建築物を新築する場合、建築物省エネ法の省エネ基準よりも高い水準のエネルギー消費性能を確保**していく方針です。

詳しくは国土交通省HPをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001394895.pdf>

2) **戸建て住宅等の設計者から建築主への説明義務制度の創設**

- 小規模^{注)}の住宅・建築物の設計を行う際に建築士が建築主に対して省エネ基準への適合の可否等を評価・説明することを義務づける制度を創設する。

注) 小規模とは、床面積の合計が300㎡未満(10㎡以下のものは除く)

3) **地方公共団体の条例による省エネ基準の強化**

- 地方公共団体が、その地方の自然的、社会的条件の特殊性に応じて省エネ基準のみでは省エネ性能を確保することが困難であると認めた場合において、条例で省エネ基準を強化できることとする。

※ 国土交通省では、「建築物省エネ法」の改正について学べるオンライン講座をはじめました。

ご興味ある方は、以下のHPを是非ご覧ください。

<https://shoenehou-online.jp/>

官庁施設における環境対策の推進に向けた取組

国土交通本省の官庁営繕部では、**官庁施設における総合的な環境対策の推進と、公共建築分野における先導的な役割を果たす**ため、平成28年5月13日に閣議決定された『地球温暖化対策計画』及び『政府実行計画』を踏まえて、国土交通省の環境行動計画に定められた**環境政策の「4分野」**である【低炭素社会】【自然共生社会】【循環型社会】【分野横断的な取組】において、**以下の「5つの観点」**により、官庁施設の環境対策を推進しています。

<環境政策の「4分野」、官庁施設における環境対策推進に向けた「5つの観点」>

- | | | |
|------------|---|---------------------|
| 【低炭素社会】 | ⇒ | ・地球温暖化対策・緩和策の推進 |
| | ⇒ | ・再生可能エネルギー等の利活用の推進 |
| 【自然共生社会】 | ⇒ | ・自然共生社会の形成に向けた取組の推進 |
| 【循環型社会】 | ⇒ | ・循環型社会の形成に向けた取組の推進 |
| 【分野横断的な取組】 | ⇒ | ・政府実行計画に基づく環境対策の促進 |



これらの考え方を踏まえて、官庁営繕部では、官庁施設の新築工事や改修工事の実施、施設管理者への情報提供・助言にあたり、**令和3年度の環境対策項目として、以下の内容を重点的に取り組む**方針です。

環境対策の取組	環境対策項目	環境政策の「4分野」との対応
官庁施設の新築及び改修時の環境対策の実施	① 「官庁施設の環境保全性基準」に基づく環境保全性の水準を満たす施設整備等	低炭素社会 自然共生社会
	② 太陽光等の再生可能エネルギー利用の推進	低炭素社会
	③ 木材利用の推進	低炭素社会 循環型社会
	④ 雨水利用の推進	自然共生社会
	⑤ グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進	循環型社会
	⑥ 建設副産物対策の推進	循環型社会
官庁施設の環境対策に関する技術的支援	⑦ 環境対策における情報提供などの技術的支援	分野横断的な取組

九州地方整備局の営繕部・営繕事務所でも引き続き、工事の適切に実施するほか、官庁施設保全連絡会議等を通じた情報提供などを通じて、官庁施設の環境対策の推進に取り組んで参りますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い致します。

※全国の官庁施設に関する環境対策の最新取組を「**官庁営繕環境報告書2021**」として**国土交通省HPに掲載**しています。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku_green_green_tyousya.htm



九州地方は例年より早く梅雨入りとなりましたが、官庁施設の管理にあたり、適切な方法による「換気の悪い密閉空間」対策のほか、風水害への備えもお願いいたします。



■公共建築相談窓口

《総合相談窓口》

営繕部計画課 TEL : 092-476-3535

《熊本・大分県の保全担当》

熊本営繕事務所技術課 TEL : 096-355-6122
〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1

《福岡・佐賀・長崎県の保全担当》

営繕部保全指導・監督室 TEL : 092-476-3539

《宮崎・鹿児島県の保全担当》

鹿児島営繕事務所技術課 TEL : 099-222-5188
〒892-0812 鹿児島市浜町2-5-1

■編集事務局

九州地方整備局 営繕部 調整課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

TEL : 092-476-3537 FAX : 092-476-3486 E-mail : gqr-tatemono-hozen@mlit.go.jp